

2011年3月4日
郵便事業株式会社

イラクあて航空運送する郵便物（EMS 及び航空便）の全面引受の開始

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉真一）は、平成15年8月2日から一部引受を停止していたイラクあて郵便物について、関係する外国の郵便事業体と引受再開のため調整してきた結果、平成23年3月7日（月）から航空運送する郵便物（EMS 及び航空便）に限り、全面引受を再開することといたしますので、お知らせいたします。

イラクあて郵便物の引受制限の解除

	国際スピード郵便物（EMS）	航空便		船便	
		通常郵便物	小包郵便物	通常郵便物	小包郵便物
平成23年 3月7日（月） 以降	○	○	○	×	×
現在	×	物品を包有していない書状及び郵便葉書のみ引受	×	×	×

○：引受
×：引受停止

今後、上記取扱いに変更が生じた場合は、改めてお知らせいたします。

以上